

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話 (243) 0141
15 年 2 月 16 日

日程

二月一六日(月) 税務署交渉
二月二三日(月) 昼古町 婦人部消費税宣伝行動
二月二五日(水) 財政部会
三月二日(月) 理事会

話し合い・拡大・選挙が民商のパワーです

3月までに商工新聞読者
240名拡大をめざしています

拡大・署名にティッシュ5個入りセットの懸賞

- 読者一名拡大に1セット
- 共済一名加入に1セット
- 消費税署名または婦人部五六条署名五〇筆ごとに1セット
- 会員一名に1セット

民商を強く大きくして営業と暮らしを守ろう!

税務署の立会い拒否作戦破たんか!

納税者の記帳示され更正処分できず!

4月以降に調査継続の連絡あり、調査の年度一年消える

Aさんに税務署員から連絡があり、「調査を4月以降にのぼします」との連絡がありました。Aさんは、仲間の立会いのもと帳簿を提示し調査を受けました。しかし、税務署はまともな理由を示さず「立会いがあると調査は出来ない」と帳簿を見ようともせず、毎回「立会いを認めない」といい続けました。税務署は一方的な「〇〇万払え」という更正処分を行うことができましたが、Aさんの帳簿と仲間の立会いで更正処分ができなかったということです。

税務署は納税者の権利を主張されては困ると、立会い拒否の作戦にでましたが、自主計算と納税者の権利を主張する民商運動で破たんをしたことを示しています

「収支内訳書」

未提出でも罰則なし

白色申告者には、確定申告の際に「収支内訳書」の提出を求められます。

「収支内訳書」の提出について法律で定められていますが、それにどう応えるかは納税者本人が決めることです。提出しなくても罰則はありません。というのは、「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」(第一〇一国会・衆参大蔵委員会 一九八四年三月二八日・同三一)という付帯決議を行っているからです。国税庁も「提出はお願い。未提出の罰則はない」(全中連交渉二〇〇六年一〇月二五日)と回答しています。このように、「収支内訳書」について提出義務はあるが未提出でも罰則はないとされているのです。提出するかどうかについては、自分の判断で決めてください。

石山支部 確定申告完成班会開催

二月七日（土）、石山支部で今年最初の確定申告完成班会が開催されました。毎月班会が開催されている猿ヶ馬場班にて班員全員の五名が集まりました。

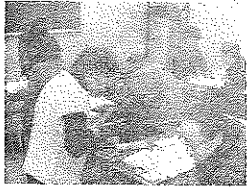
班会には三役・支部役員細山さんも参加し、パネルを使って今年の確定申告の注意点等を説明しました。昨今の税務署の動向、だまし討ちの様に税務調査を行う方針なども解説し、税務調査において立会いを認めないことについても、「民商の仲間と相談して乗り越えよう」と話しました。

また、実際に8%で計算された消費税の申告書を見て「本当に高くなつたと感じる。消費税のために貯金をしないといけないぐらい」と驚愕した会員さんも。申告書を書き終えた後には乾杯し、思いつ話に花を咲かせました。



女池支部申告完成班会始まる！

二月六日（金）女池支部では二十六年度分確定申告書完成班会を開催し十五名が参加しました。まず初めに島田支部長より『記帳が義務付けられて初めての確定申告です。間違えが無いようにしっかりと申告をしましょう！』と挨拶が行われた後、菅原副会長より『今年の確定申告をめぐる新しい状況』や『公的年金で所得の半分が消えてしまう重税の仕組み』が話され、会場からは『国民健康保険料が高くて本当に支払いが大変などの声が多く聞かれました』また今年の申告では消費税が8%に上がった為に消費税申告の計算がとても煩雑になりました。一人の消費税課税業者の方に菅原副会長が民商の消費税計算書を使いながら説明すると『自分自身でじっくり計算して仕組みも知りたいので一旦持ち帰って計算してから次回の班会に持ってきます』と煩雑な計算ですが自分で申告書を完成させる気持ちになっていました。島田支部長、菅原副会長そしてはじめての申告相談員の和合婦人部副部長にも大活躍いただいた申告会になりました。



確定申告書完成班会 開催！！

中央支部

二月五日（木）、中村支部長宅に五名が集まりました。そのうち仕事を辞めた方や、市役所申告の方が二名いらっしゃいました。所得が三十八万円未満の方は、市役所申告でも良いという事です。

「世帯分離したから扶養控除は受けられないのでは？」という質問が。「扶養親族とは配偶者以外の親族で、他の人の控除対象配偶者・扶養親族や青色事業専従者、白色事業専従者に該当しない合計所得金額が三十八万円以下の人」だから受けられます。待つている間にアンケートを記入してもらい、和やかな雰囲気の中、初めての班会を無事終了。会員の方につきあつて頂き、生命保険料控除の計算に格闘し、年金の確認をしたり、「六五歳未満の人は公的年金の収入金額が七十万円、六五歳以上の人は百二十万円以下の場合所得金額はゼロとなります。」勉強させていただきました。

料飲支部

二月九日（月）、会場の山賀さんに五名が集まりました。二人の韓国の方は、日頃から民商でパソコン会計処理をしていて、今回もそれで作成した収支内訳書を用意して参加されたので、とてもスムーズに完成しました。

しもまち支部

二月九日（月）、稲荷町集会場に十名が集まりました。ベラミさんから、「だましうち調査と立会いの必要性」「消費税対象者が以前は売上三千万円だったが、一千万円へと引き下げられた。まだまだ引き下げられない。赤字でも払わなければならない消費税はとんでもない。赤字でも払わなければならない消費税はとんでもない。」「会外へ商工新聞を広げよう。」と語られました。消費税課税業者の方もいらつしやいましたが、渡辺事務局員作成の消費税計算書がわかりやすかつたと自分で計算してこられました。



みんなで読み合わせてアンケートを記入し、活気のあつた班会となりました。